

独立行政法人評価委員会第25回農業分科会

農林水産省消費・安全局
消費・安全政策課

第25回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成19年8月27日（月）

会場：農林水産省飯野ビル第4～第6会議室

時間：13:00～16:07

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部 〔 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、
種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金 〕

- (1) 評価基準等の見直しスケジュールについて
- (2) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (3) 平成18年度の財務諸表について
- (4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
- (5) 独立行政法人整理合理化案の概要

休 憩

第2部 〔 農畜産業振興機構、農業者年金基金、水資源機構 〕

- (1) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (2) 平成18年度財務諸表について
- (3) 水資源機構の平成18年事業年度業務実績に係る意見の報告について
- (4) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
 - ①農畜産業振興機構
 - ②農業者年金基金
 - ③水資源機構
- (5) その他（今後のスケジュール等）

3. 閉 会

午後1時00分 開会

○松本分科会長 皆さん、こんにちは。厳しい残暑の中、委員及び専門委員の方々にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第25回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち8名にご出席いただいております。したがって、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることをここにご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方と配布資料の確認について説明をお願いします。

○消費・安全局政策課長 今回から事務局を務めさせていただくことになりました消費・安全局消費・安全政策課長の嘉多山でございます。前職が同じ局の農産安全管理課長ということで、旧飼料検査所、農薬検査所の担当でございましたので、従前から先生方には大変お世話になっておりますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

早速でございますが、本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。

本日の議事につきましては2部構成ということにいたしまして、まず第1部については、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター及び農林漁業信用基金の6法人の議題をご審議いただくということになります。その後、休息を挟みまして、第2部ということで、農畜産業振興機構、農業者年金基金、水資源機構の3法人の議題をご審議いただくということにしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、お手元にお配りしている資料でございます。

一番上に、差し替え等資料一覧というものがついておりますので、それをご覧いただきながらと思いますけれども、冒頭に議事次第、それから配布資料一覧というものがございまして、次に資料1として農業分科会の委員名簿、その後、黄色い紙を挟みまして、第1部の資料ということで、資料2、資料3-1から6、資料4-1から4、資料5、資料6という形になっております。それから、色のついた紙を挟みまして、第2部資料ということで、資料7-1及び2、資料8-1から3、資料9、色紙を挟んで参考資料というセッ

トになっております。

なお、本日お配りしておりますのは、事前送付させていただいたものから差し替え、または追加になったもののみということでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、差し替えの資料の表紙には、赤い「正」の字がスタンプで、マル正というスタンプが押してございますので、ご確認をいただければということでございます。

資料の方はこれからご覧になりながら、不足などがございましたら、いつでもお申し出いただければ追加なり、差し替えということでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

資料の方はよろしいでしょうか。

○松本分科会長 それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思っております。

1つ目の議題は「評価基準等の見直しスケジュールについて」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○消費・安全局政策課長補佐 農業分科会事務局を担当させていただいております消費・安全局消費・安全政策課の吉田でございます。

早速ですが、お手元の資料の2をご覧くださいませでしょうか。

前回の第24回農業分科会におきまして、評価基準の見直しは、本来事業実施後に行うのはおかしいのではないかとのご発言を渡邊委員からいただきましたが、農業分科会事務局といたしまして、評価基準等の見直しが当該事業年度中に実施可能となるよう、現行スケジュールを前倒しすることについてご提案させていただきます。

まず、現在のスケジュールが決められた経緯についてご説明申し上げます。

前回の分科会では、詳細な過去の経緯がわかりませんで、その場でお答えできませんでした。申し訳ございません。戻りまして調査をいたしましたところ、平成13年に独立行政法人制度が創設されまして、しばらくは新しい制度のための最初の基準等がつくられておりましたが、初めて農業分科会が評価基準等の見直しスケジュールを検討したのが、平成15年3月3日に開催された第8回農業分科会であることがわかりました。

3ページの参考1-1をご覧くださいと思いますが、この分科会では農業分科会における平成14年度業務実績評価の進め方についての議題により、評価基準の見直し時期の検討が行われ、平成14事業年度の評価基準の見直しについては、平成13年度の評価作業の結果及び総務省評価委員会の指摘事項の2点を考慮して、平成15年3月中旬から5月中旬

にかけて、各PTにおいて評価基準の見直しについて検討し、5月中旬の農業分科会において、評価基準変更について決定することが了承されております。

以来、5ページの参考2にありますように、農業分科会においては、評価対象事業年度終了後の5月から6月に開催される農業分科会において評価基準の見直しが行われ、その見直し基準に基づき、8月の農業分科会において業務実績評価が行われてきております。

なお、申すまでもございませんが、事業年度終了後に評価基準の見直しが行われてきてはおりますが、事業の実績結果に応じて評価基準を甘く設定し直すといったことは一切行われておりません。

しかしながら、渡邊委員からのご指摘があったように、事業終了後の評価基準の見直しについては、国民一般への誤解を招きかねないことから、評価基準の見直し時期を前倒しして、評価基準等の見直しを当該事業年度中に実施するようになりたいと考えております。具体的には、2ページの(1)から(3)に記載してございます。

まず、原則の前倒しスケジュールとなりますが、現在の評価基準の見直し時期を約9カ月ほど前倒しいたしまして、今後は原則として8月の農業分科会での業務実績評価終了後速やかに評価基準の見直し検討を各PTにおいて行い、農業分科会を10月に開催し、評価基準見直しを審議、決定することとしたいと考えております。

次に、10月の評価基準見直し後の再基準見直しの際の書面審査化についてですが、従来、年末に公表される総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価やその後の指示等を総合して、事業終了後の6月の農業分科会の場において、直接分科会の場で評価基準の見直しの審議を行っていただいたわけでございますけれども、今後は10月の評価基準見直し後に、評価基準変更の必要性が新たに生じるたびごとに、分科会を開催することはさまざまな要因から実質上困難でございますので、10月の評価基準見直し後の再見直しについては、他の議案により農業分科会が開催される場合を除き、書面審査化を図ることとしたいと考えております。

ただし、見直しの内容に応じて、事前に会長ともご相談をいたしまして、極めて重要な評価基準の見直しと判断される場合には、農業分科会を開催し、審査を行うものにとしたいと考えております。

なお、今年度に限っての特例についてでございますが、平成19年度、今年度につきましては、経済財政改革の基本方針2007において、すべての独立行政法人について、19年12月までに、独立行政法人整理合理化計画を策定することが閣議決定されております。

このため、独立行政法人整理合理化計画策定に向け、この9月から本格的な検討が始まり、さまざまな委員会等からのヒアリングが予定されておりますので、本年10月の見直しの検討が困難な場合には、今年度に限っては特例として、来年の平成20年2月までに評価基準の見直しを行うこととしたいと考えております。

以上、ご提案させていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、評価基準等の見直しスケジュールについて、ご意見、ご質問がございましたら頂戴したいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。

それでは、特段のご意見もないようでございますので、評価基準等の見直しスケジュールについては、今回の案で決定することとしてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。

次の議題は「平成18年度業務実績に関する評価について」でございます。

業務実績評価については、プロジェクトチームごとに審議を行っていただいておりますことから、各プロジェクトチームの委員の代表から審議の結果をご報告いただき、すべての法人分が終了した後に質疑応答を行う、こういう手順を進めてまいりたいと思います。

なお、恐縮でございますが、時間が限られておりますことから、ご報告はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず農林水産消費技術センターP Tの夏目委員からよろしくお願いいたします。

○夏目委員 夏目でございます。本日は、主査の手島専門委員が欠席でございますので、かわりまして私、夏目から報告させていただきます。

農林水産消費技術センターP Tは、本年8月8日に担当委員3名が全員出席のもと開催され、平成18事業年度の評価を実施したところであります。

評価を実施するに当たり、法人に対して詳細なヒアリングを実施するとともに、法人からは自己評価シート、財務分析資料、随意契約関係資料等の補足資料が提出され、適切な評価を実施することができたものと考えております。

当プロジェクトチームとしましては、平成18事業年度の評価はA評価といたしました。当該評価に至った理由についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料3-1をご覧ください。1ページをご覧ください。

平成18事業年度の評価結果の概要についてに沿って説明させていただきます。

まず、評価につきましては評価基準、評価指標及び「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」等を踏まえて行った結果、すべての中項目においてAと評価することが適当であると認められたこと。業務実績及び達成度合等を総合的に判断し、大項目及び総合評価についてもAと評価することとしたところであります。

なお、今回の評価を実施するに当たりましては、達成状況や要因等を分析した結果、Sの評価に該当する項目はないと考えております。

具体的な評価の主なものとしましては、1ページの2-1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、不二家問題など食品の不正表示問題等に起因する食に対する信頼が薄れている中、食品表示監視業務に従事する職員の比率を増加させるなどの取り組みが図られ、社会情勢の変化に対応した業務の重点化が適切に行われております。

また、本年4月の3法人統合に向け、統合準備委員会を設置するなど円滑な統合を行い、早期に統合メリットが発揮できるよう努力が認められたところであります。

さらに、専門技術的知見を必要としない一部の業務へのアウトソーシングの導入や、人件費を平成17年度決算額に比べ4.9%削減するなど効率的な業務運営により、経費削減も適切に行われていると判断されます。

次に、1ページの2-2、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、食品表示の監視業務である表示の真正性の検査については、目標の6,000件を上回る実績を上げているものの、事業者に対して実施する任意調査の結果が目標である3日を超えて農林水産省に報告されている事例があり、小項目としてはb評価としたところであります。これは、評価シートに記載されております評価シートの19ページ、22ページをご覧くださいませ。

また、登録認定機関等に対する指導・監督業務のうち、認定事業者に対する立会調査件数が目標を下回っていることから、b評価としたところであります。これは、評価シート28ページに記載してございます。

なお、立会調査が目標件数に達しなかった理由としては、登録認定機関の登録件数が当初見込んでいた件数を大きく下回ったことなど外的要因によるものですが、指標に基づき厳正に評価を行うとの観点から、外的要因を考慮してa評価とすることはせず、今後の目標値の設定方法について検討を要する旨の意見を述べさせていただいたところです。

以上、一部の小項目においてbと評価されたものがございましたものの、すべての中項目でAと評価されていること、業務実績等を総合的に判断し、Aの評価としました。

次に、1ページの2-3、予算、収支計画及び資金計画についてですが、当該項目では予算の執行状況とあわせ、昨年問題となった随意契約の改善の取組状況、契約状況について確認したところ、基準の見直し、契約状況の公表等経費の節減に取り組んでいると判断されたところです。評価シートの56ページ、それから随意関係資料は70ページに記載をしてございます。

最後に2-4、その他主務省令で定める業務運営に関する事項についてですが、昨年同様ISO/IEC17025（国際標準化機構が定める試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）でございますけれども、この認定取得に積極的に取り組み、平成18年度は日本で初めて遺伝子組換え大豆及び大豆加工食品の遺伝子検査（PCR法）の認定を取得したことにより、検査検定法人として重要な分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的に認められていることから、小項目としてs評価としたところですが、すべての中項目でAと評価されていること、業務実績等を総合的に判断し、Aの評価といたしました。

以上のような内容を総合的に判断し、総合評価はAとしたところでございます。ありがとうございました。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に肥飼料検査所PTの深見専門委員よりお願いいたします。

○深見専門委員 肥飼料検査所PTを担当しております深見でございます。

それでは、資料3-2、平成18事業年度の評価結果の概要についてをご覧ください。

1ページをお開き下さい。そこに評価結果がございますけれども、独立行政法人肥飼料検査所の平成18事業年度実績に関する総合評価をAといたしました。

評価に至った理由は、まず法人からの自己評価をもとに法人の中期計画及び年度計画に定められている項目について、評価基準、評価指標及び「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」等に基づく評価を行いました結

果、飼料及び飼料添加物関係業務の小項目にS評価が2つありました。

しかしながら、すべての中項目がA評価でありましたことから、総合評価はAといたしました。

具体的な評価内容、2に書かれております。(1)から(6)までに分かれておりますので、順を追って説明していきたいと思っております。

まず、2の(1)の肥料関係業務についてです。立入検査及び収去品の検査については、汚泥肥料などの有害成分を含有するおそれの高い生産業者、企業への重点化が図られて、汚泥肥料等の立入検査収去点数を24.5%増加させております。これは評価シートの11ページに記載されております。

収去品の検査分析については、従来6事務所で実施しておりました汚泥肥料の原料の溶出試験などを本部1カ所に集中して行うことにより、検査の効率化がなされています。これは、例えば7ページにそれが記載されております。そのほか、12ページ、41ページなどにも記載されております。

また、中期計画及び年度計画に定められていない緊急業務といたしまして、これは81ページに記載されていますけれども、カドミウムの有害成分違反発生に伴う肥料生産事業場2件と牛海綿状脳症の発生に伴う汚泥肥料生産事業場2件に緊急立入検査を実施し、結果を迅速に報告しております。

(2)の飼料及び飼料添加物関係業務については、47ページをご覧ください。飼料等のモニタリング検査業務におきまして、飼料中の農薬分析法の開発により、包括的、迅速な分析に取り組み、適切な精度管理のもとで飼料の残留農薬を中心として、目標の2万5,000点を大幅に上回る5万9,479点の分析を行いました。この結果、検査職員1名当たりの目標は1,000点でしたが、それが2,586点となりました。これは13ページに記載されております。

この2点の小項目をS評価としました。

また、輸入飼料のモニタリング検査についても、開発した分析法によって効率的かつ効果的に実施し、さらに事務処理の合理化にも取り組み、迅速な水際検査を可能とするなど、飼料の安全性確保についても寄与したことは十分評価できると考えております。

81ページをご覧ください。中期計画及び年度計画に定められていない緊急業務として、農林水産省が実施しましたマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの養魚用飼料等への混入調査の結果を受けて、飼料の安全性を確保するために、魚粉製造事業場、養

魚用飼料製造事業場等に緊急立入検査を実施し、収去した飼料100点について分析を実施し、報告をしております。

(3)の土壤改良資材関係業務については、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについて検査を32件実施いたしました。これは65ページに記載されております。

そして、集取品30点の1点あたりに要する試験時間を集中的な検査の実施によって16.3%削減いたしました。これは、評価シートの16ページに記載されております。

(4)の業務の委託(アウトソーシング)に関することでは、関係規程類を整備し、専門技術的知見を必要としない試薬調製業務や外国文献の翻訳についてアウトソーシングが導入され、効率化が図られております。これは評価シートの20ページに記載されております。

(5)の経費の抑制については、対前年比で一般管理費4.5%、業務経費6.7%、人件費3.8%という、目標を大幅に上回る経費の抑制がなされております。これらは評価シートの22ページに記載されております。

また、法人給与水準の国家公務員及び他法人と比較したところ、国家公務員とほぼ同水準であり、そのことをホームページで公表することにより、透明性を確保しております。これは5ページに記載されております。

最後に(6)の随意契約については、随意契約とすることができる基準を国と同水準に見直しをしました。

また、契約に関する情報と契約に関する規程をホームページ上で公表することによって、契約事務の透明性を確保した上で経費の節減に取り組んでいます。これは評価シートの73ページをご覧ください。

以上のような経緯からいたしまして、総合評価をAとしたところであります。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

次に、農薬検査所PTの長尾専門委員よりお願いいたします。

○長尾専門委員 農薬検査所PTを担当しています長尾です。

本日は、PT主査であります佐々木委員がご欠席とのことですので、かわって私から報告させていただきます。

それでは、資料3-3をご覧ください。1ページに概要が載っております。

8月3日に、池山委員がご欠席でしたが、佐々木委員、長尾の2名で農薬検査所PTを開催し、平成18事業年度の評価を実施いたしました。

評価を実施するに当たり、法人から提出されました自己評価シート及び随意契約資料等の補足資料をもとに各業務の詳細なヒアリングを行い評価を行ったところです。

まず、平成18年度の評価についてですが、当PTとしては総合評価をAとしております。当該評価に至った理由についてご説明させていただきます。

お手元の資料3-3の1ページ、平成18事業年度の評価結果の概要についてをご覧ください。

まず、評価については評価基準、評価指標及び「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」等を踏まえて行った結果、すべての大項目においてAと評価することが適当であると認められました。

また、業務実績及び達成度合等を総合的に判断し、総合評価についてもAと評価することとしたところです。

なお、今回の評価を実施するに当たっては、達成状況や要因等を分析した結果、Sの評価に該当する項目はないと考えているところです。

具体的な評価の主なものとしましては、まず資料1ページ、2の(1)業務運営の重点化・効率化についてです。

①の業務の重点化・効率化についてですが、改正農薬取締法に対応するための登録申請に係わる農林水産大臣からの検査指示が前年度をさらに上回る3,596件ありました。これにつきましては、残留農薬基準のポジティブリスト制度の施行、マイナー作物への登録促進等に係わる国からの要請に的確に対応しつつ、平成18年度内に検査が終了しました2,192件のうち、約97%について目標期間内に検査を終了し、農薬の検査の迅速化の目標を達成するなど、国の政策や社会情勢の変化に対応して適切に業務の重点化・効率化が図られていました。

なお、農薬の登録検査については、検査指示を受けた年度内に終了するものだけでなく、年度をまたがって検査が終了する場合がございます。そのため、評価指標については、当該年度内に検査が終了したものを対象として、その検査期間が目標期間、基準設定が必要な農薬では1年4カ月、基準設定が必要のない農薬は10.5カ月ですが、それをクリアしているかについて評価することとしているところです。

仮に、平成18年度中に検査指示を受けたものの、18年度内に検査が終了していない場合

には、検査が終了した年度の業務実績評価の中で評価することになっております。

次に、②外部委託等による業務の効率化においては、専門技術的知見の必要性が低いアンケート調査票の発送や回答の集計作業、試薬調製作業、外国文献の翻訳作業についてアウトソーシングを実施し、業務の効率化が図られていました。

それから、③の人件費の削減においては、対平成17年度の決算額に比べ、目標の1%を超える1.4%削減を行いました。

また、法人の給与水準を国家公務員及び他法人と比較したところ、ほぼ国家公務員と同水準であり、それをホームページ上で公表することにより、その透明性を確保しています。

次に、(2)の予算、収支計画及び資金計画につきましては、当該項目では予算の執行状況とあわせ、昨年問題となった随意契約の改善の取組状況、契約状況について確認したところ、随意契約とすることができる基準を国と同水準に見直し、契約等に関する情報と契約に関する規程をホームページ上で公表することによって、契約事務の透明性を確保した上で、経費の節減に取り組んでおりました。

以上の内容を総合的に判断し、総合評価はAとしたところです。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に種苗管理センターPTの長村専門委員よりお願いします。

○長村専門委員 長村でございます。

私どものチームは、井上委員と横におられる鱈場専門委員と私の3人で、評価Aをさせていただきます。3人は、7月20日に開催しました検討会であらかじめ定められた評価基準に準拠して種苗管理センターから提示された自己評価シート補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取を行いました。

また、8月9日から10日にかけて、鹿児島県中種子町でサトウキビの原種を生産・配布している鹿児島農場で行われた現地調査について評価を行いました。

資料の3-4をご覧ください。3-4の1ページ、2ページに概略が書かれています。

まず、評価の結果でございますけれども、小項目118項目中、S評価が5項目、C評価が2項目になっておりまして、ほとんどがA評価でした。

それから、中項目ですが、17項目中、A評価が17項目、大項目7項目中、A評価5項目で、調査対象外が2項目でございました。

小項目のうちS評価をつけましたものにつきまして概略を述べますと、目標としていま

した数値を大幅に上回って業績を上げたものにつきましてS評価になったものが多いです。例えば、栽培試験対象植物の種類を拡大したり、それからマニュアル作成をしたり、それから保存点数を拡大したり、それから侵害状況の記録及び寄託による植物、物品などの保管というのを目標数値を挙げていたわけですが、それを大幅に上回るような実績を上げられたものにつきまして、S評価というふうにさせていただきました。逆に、C評価をつけました2項目ですが、目標数値から残念ながらそれに達しない、明らかに達しないということで、C評価をつけざるを得なかったというふうなところでございます。

トータルとしましては、総合評価としましては、数値目標がほぼクリアされていますので、高く評価できるというふうに考えています。

それで、1ページの2の業務運営に対する主な意見というところをご覧になってください。

まず、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置につきましては、全体として中期目標に沿って計画どおり順調に実施されているものと判断いたしました。統廃合につきましてはちょっと省略いたしますが、総合的にはそういうふうに考えられました。

また、国民に対し提供するサービスそのほかの業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置につきましても、新たに寄託制度の創設をいたしまして、特筆に値するというふうに判断いたしました。

また、育成者権侵害の相談に対して、Gメンを全国5カ所に配置しまして、育成者権侵害に対する適用の充実を図っておられるというところが見られました。

予算の方に移ります。

予算につきましては、運営費、交付金は効率的に使われておりまして、経費削減に関する具体的な取り組みは、一般競争を原則とする契約の実施、一括またはブロック契約による効率的な執行に努めておられます。

また、契約の性質または目的が競争を許さないとき等の理由により随意契約とした場合は、ホームページに公表することにより、透明性、公平性にも努めております。

資金配分については、センター全体として効果的に予算を執行するために、個々の経費の必要性を精査し、必要な業務に必要な資金が配分されるように努めております。

あとの資金関係のところにつきましては省略させていただいて、2ページの〔7のところの説明に移ります。

そのほか農林水産省令で定める業務運営に関する事項については、施設整備は計画どおり実施されておられまして、業務などの改善が図られております。職員の人事に関する計画についても、人員の確保及び適正配置などが行われ、また職員に対する研修が体系的に実施されており、人材の育成が図られております。

〔8のところですが、これは種苗管理センターの特徴的な動きになります。

そのほかセンター業務に関する規制改革・民間開放推進関連の指摘事項については、栽培試験の外部委託の推進については、中期目標に従い受託基準を明確にした上で、公募による取り組みが進められております。

また、バレイショ原原種生産の民間などへの部分的な移行については、民間企業における器内増殖技術を用いた具体的な生産希望を踏まえ、関係者による協議会を開始し、環境整備を図るなどの取り組みが行われております。

また、民間企業による器内増殖技術を用いた原原種生産の参入要望への対応については、需給調整や植物検疫上の取り扱いなど、制度整備や利用者である種芋生産者・産地との合意形成など、種苗管理センターの業務以外における調整が必要であり、関係機関が引き続き検討を進めているところでありまして、このところにつきましては、INGで動いております。

ということで、トータルではほぼ目標をクリアされていて高く評価できまして、中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断し、A評価とさせていただきます。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

次に、家畜改良センターPTの向井委員からお願いいたします。

○向井委員 家畜改良センターPTを担当しております向井から評価結果についてご報告させていただきます。

家畜改良センターPTにおきましては、事前の評価作業として、萬野専門委員、加茂前専門委員、私の3名が個別にセンターから提出されました資料の予備的評価を行いまして、評価等に必要な疑問点の洗い出しを行い、これらの疑問点につきまして、7月27日に法人から詳細な事業報告の説明を受け協議を行いました。その結果、各項目について評価基準に定める指標に照らしまして評価案を決定し、評価結果の概要を作成いたしました。

お手元の資料3-5の独立行政法人家畜改良センターの平成18事業年度の評価結果の概要についてをご覧ください。

まず、総合評価でございますが、中期目標の達成に向け、年度計画に即して順調に業務が実施されていると認められますことから、評価結果はA評価といたしました。

評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきまして中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らしましてS評価3項目及びA評価107項目になりまして、大項目についてはすべてがA評価となりました。特に、調査研究のうち生産性に影響する遺伝子の究明におきまして、乳牛の乳房炎抵抗性にかかわる2つ目の遺伝子を特定し、その機能を解明したこと。さらに、生産物の品質に影響する遺伝子の究明において、肉牛の肉質のうち、特に脂肪酸組成に関与する遺伝子を特定し、それぞれ特許出願申請を行うに至っており、高く評価いたしました。

また、講習及び指導のうち畜産技術の普及指導について、全牧場で飼料自給率向上のための未利用地放牧技術や簡易草地更新技術等の畜産技術等に関する技術研修会や現地での実演会を開催し、計画の2倍以上の研修生を受け入れるなど、その取り組みが高く評価されました。

これらの実績については、いずれも計画を大きく上回り、すぐれた成果が得られるものであることから、S評価と判断いたしました。

以上の特筆すべき事項に加えまして、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上における着実な公共サービスの実施等を総合的に評価した結果、家畜改良センターPTでの総合評価はA評価が適当であるといたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等について各大項目ごとにまとめました。

業務運営の効率化に関する事項として、綿羊につきましては年度計画どおり民間を中心とした種畜の生産・供給体制へ移行し、実験用小型ヤギについても、大学の附属農場への供給を行い、計画を1年前倒して平成18年度末をもって種畜供給業務を中止しております。

組織体制の合理化につきましては、業務量の見直しによる組織編成や専門役の配置など積極的に取り組んでいるものの、今後はコンプライアンス委員会の設置について検討すべきとの意見もございました。

また、生産コストの試算につきましては、問題事項の洗い出しを行い、現在行っております鶏以外の生産コストについても検討を進めていただきたいということです。

国民に対して提供するサービスといたしまして、乳用牛及び肉用牛の育種改良については、引き続き後代検定事業や遺伝的能力評価を円滑に推進するとともに、優良種雄牛、雌牛等を計画以上に供給していることは評価できると判断しました。

豚の育種改良については、新たな系統豚の造成や育種手法の実用化に向け、豚の育種機関、豚生産者の意見を収集し、検討を行うとともに、遺伝的能力評価を円滑に推進するなど順調に実施したと評価できます。

鶏の育種改良については、消費者等のニーズに対応した系統の改良に重点化し、優良種鶏の供給を引き続き実施していただきたいと思います。

予算、収支計画としまして、引き続き自己収入の増額、効率的な運営による経費の抑制に取り組む姿勢がうかがえました。

また、契約につきましては、施設設備はすべて一般競争に付すなど適切な契約に努めており、その他の契約については、今後随意契約の基準の見直しを行い、一般競争入札の拡大など適切な契約に努めていく方針との報告を受けており、今後の取り組みを注視していきたいと考えております。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項といたしまして、人件費につきましては、対前年度比2.1%以上削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行うなど計画どおり実施していると評価いたしました。

以上で、家畜改良センターPTの報告を終わります。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは次に、農林漁業信用基金PTの淵野委員からお願いいたします。

○淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームを担当しております淵野でございます。

農林漁業信用基金の18年度の業績評価についてご報告申し上げます。

信用基金プロジェクトチームは、8月10日に開催いたしまして、信用基金から提出されました自己評価シート及び補足資料ごとに詳細な説明を受けるとともに、ヒアリングを行い、業績評価の検討を行いました。

それでは、お手元の資料3-6をお開きください。

最初に総合評価でございますけれども、当プロジェクトチームの農林漁業信用基金に対する総合評価といたしましては、年度計画に即して業務が順調に行われていると判断いたしまして、A評価としたところでございます。当法人に関しましては、今回評価しました大項目は5項目でございました。実は、評価シートの方は8項目でございます。ページ32、33をちょっとご覧いただきたいと思いますのですが、8項目のうち第5項目、重要な財産の譲渡等の計画、それから第7項目の施設及び設備に関する計画、これは事務所統廃合等に伴いまし

て、平成16年度に既に措置済みでございます。それから、第6項目の剰余金の使途につきましては、実績がないということで、今回の評価対象にしておりません。したがって、大項目5項目、中項目15項目について評価いたしましたけれども、いずれもA評価でございます。小項目の一部にB評価がございましたけれども、総じて良好であるというA評価をいたしたわけでございます。今後とも役職員一体となった取り組みを通じまして、農林漁業者の信用力補完という法人の重要な役割を発揮していただきたいと思いますと考えております。

なお、今年度はS評価、またD評価に該当する項目はございませんでした。

それでは、2番目の具体的な評価内容について、項目別に見ていきたいと思っております。

大項目の1つ目は、業務運営の効率化に関する点でございます。(1)事業費の削減についてでございますけれども、これは数値的に見て大幅な削減が行われております。評価シートの3ページをご覧ください。

右側に黒三角の数字がございますけれども、ご覧いただけるように、かなり大幅な事業費削減を達成しております。当法人の目標は、左の評価指標にございますように、中期目標期間全体で事業費を5%削減するということでございます。18年度につきましては、4.5分の3.5ですか、実施期間の4年半を分母にいたしまして分子3年半分を達成すればそれはいいということでございますけれども、18年度決算では、14年度予算に対して40.5%の減、それから決算対比で見ましても15.1%の減という達成をしております。

この要因につきましては、概要の1ページに戻りますが、(1)に書いてございますように、その大宗は貸付事業の減少ということでありまして、これは、認定農業者等の担い手等に対する融資の取り組み等は行われてきましたけれども、現在の低金利下といった状況を反映いたしまして、農林漁業全般における制度資金の需要が低下しているという外部要因によるものと推測いたしました。

それから、概要には記述しておりませんが、シートのページ4のところに記載しておりますけれども、長期借入金的一般競争入札の実施とか、求償権回収にかかわるサービスの選定に当たって費用対効果に配慮する、例えば委託費等についても回収実績の一定割合を支払う方法を講ずるとか、事業費の削減に向けて内部的な努力を行ってきているというところも踏まえましてA評価といたしました。

次に、(2)の業務運営体制の効率化についてでございます。

これは、記載のとおり、公用車2台のうち1台を廃止し、運転手1名を削減しております。ほかにも、管理部門の合理化や研修計画に基づく研修の実施など、こうした取り組み

を背景にいたしまして、十分効率化に向けた努力がなされていると判断いたしました。

次に、大項目の3番目ではありますが、経費支出の抑制については、シートのページ6でありますけれども、削減率が29.7%、決算対比でも18.2%ということで、人件費削減等による人件費削減、事務所統合による事務所借り料の節減、電算システムの自主運用による委託費の削減等により、経費の削減に取り組んでいるということが認められました。1ページの概要には記載しておりませんが、随意契約の見直し状況等につきましては、シートの8ページでございますけれども、一般競争等の実施等、そういったところでの努力が認められます。

公共調達に関する国の取り組みを踏まえ、信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して、一般競争の範囲の拡大を行っているほか、随意契約の公表基準を制定して、締結した契約に係る情報も公表しております。これらの取り組みは適切と判断いたしております。そういうことを踏まえましてA評価ということであります。今後とも、こうした取り組みを適切に行うことによりまして、中期計画の達成に向けて努力していただきたいということを指摘しておきました。

それから、大項目の国民に対して提供するサービスそのほかの業務の質の向上であります。この点はページ11から25ページということで、内容もかなり多岐にわたっておりますけれども、業務運営上の重要な取り組みの状況をチェックするという箇所でございますけれども、取りまとめて申し上げますと、利用者に対する積極的な情報提供、あるいはアンケート調査等を通じて利用者の意見の聴取に取り組んでおりまして、これらの取り組みは適切と判断しております。

次に、大項目の3つ目、予算、収支計画及び資金計画でございます。

中項目の業務収支の均衡のうち、小項目の求償権の管理・回収については、数値目標がやや下回っております。これは28ページに数字が出ております。

(2) 求償権の回収、保険料・保証料等の徴収のアの求償権の管理・回収の項目をB評価としております。回収金の収入につきましては、ここに掲げられております、表にありますように、59億7,700万円の目標に対しまして、実績は49億4,600万円と、目標を下回っております。

しかしながら、その達成率は80%程度でしたので、おおむね達成されたとしてB評価といたしました。

しかしながら、回収が目標に達しなかった理由につきましては、信用基金の努力不足と

いうよりも、山林担保価値の低下などによる、そういういわば外部要因に伴うものだという判断をいたしました。

なお、数値的にはB評価といたしましたけれども、次の29ページの冒頭に、求償権の管理・回収、保険料・保証料等の確実な徴収等収支改善に向けた取り組みという項目で、①から③まで、それぞれの基金の努力が示されております。そういう取り組み努力を認めまして、中項目全体ではA評価としております。

それから、1ページの概要に戻っていただきまして、大項目の3つ目の最後に記載しておりましたけれども、今後独法見直しに伴い収支改善を図っていかなければなりません、その取り組みに当たりましては、農林漁業者が必要とする資金の融通の円滑化という政策目的を阻害することがないように留意する必要があるという指摘をしておきました。

それから、大項目の4番目、長期借入金の条件、それから8番目、人事に関する計画につきましては、それぞれ取り組みは適切でありまして、これはA評価ということにいたしました。

それから、概要の最後にその他として記述しましたが、先に申し上げましたように、当法人の事業費は外部要因の影響を受けやすいという事情がございますので、数値目標を設定する場合には留意が必要だろうということを指摘いたしました。今後、次期中期目標や中期計画の策定に当たりましては、この点を踏まえて検討する必要があるだろうと。評価項目の設定に当たりましては、その重要度に応じたレベル設定や項目の構成を検討していくことも必要かなと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの6法人のPTからの説明につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。お願いします。

いかがでしょうか。

松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 家畜改良センターの評価の特筆すべき事項のア、この評価がSであるということは非常に納得がいくすばらしいご研究で、育種に非常に役立つ研究だと思います。ですが、ここで前回も申し上げましたが、ここで特許を出願なさっているということについてちょっとお聞ききたいんですが、これで特許料が発生するとする。そういう場合はどのような団体が特許料を支払うというふうにお考えでしょうか。

○松本分科会長 それでは、お答えをお願いします。

○家畜改良センター理事長 今のご質問に対してですが、この新しい知見というんですか
発見に対して、我々は特許料収入を大きく目的としたものではなくて、こういうふうな新
しいものを見つけましたよ、もしお使いになるならこの先共同で一緒にやるとか、そうい
う形でできればしたいと、もし収入が民間等で支払ってさらにしたいということになれば、
その特許収入は我々法人の方に入るといふふうに解釈しています。

○松井専門委員 ちょっとよくわからないんですけども、つまり特許料を期待せずに特
許を出願したということですか。

○家畜改良センター理事長 大きな目的として収入を得るためにというわけではないと。
むしろ、それで民間の方が特許を使っていろいろなさらに事業を進めたいということにな
ると、我々、収入は得ますけれども、それを大きな目標としているわけではない。むしろ、
これから自己収入をふやすということで、特許はさらにいい知見が出れば取って行って自
己収入の一部にはしたいというふうに思っているということでございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。ございませんか。

それでは、そのほか特段のご質問、ご意見ございませんようですので、各法人の平成18
年度業務実績評価については、今回の案で決定し、8月30日に開催いたします農林水産省
独立行政法人委員会において、各分科会での評価結果の報告を行うこととしたいと思いま
すが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

次は「平成18年度の財務諸表について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○消費・安全局政策課長補佐 財務諸表につきましては、前回の分科会では、本年4月に
統合した農林水産消費技術センター、飼料検査所及び農薬検査所の3法人について積立金
の処分の関係から前倒しを行ってご審議いただいたところではありますが、本日の分科会
では第1部において、種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金の3法人、
第2部におきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金の2法人についてご審議願
います。

なお、財務諸表に対する検討につきましては、財務関係にお詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労を願ひまして、財務諸表検討会を7月23日、24日の両日に法人関係役員、職員も交えて検討がなされたところであります。

資料は、資料4及び8であります。それぞれの法人の資料の初めには、平成18年度財務諸表の承認に関し、農林水産大臣からの諮問文の写しをつけてございますので、ご確認ください。

以上でございます。

○松本分科会長 それでは、青柳委員から各法人の財務諸表に関する意見についてご報告をお願いいたします。

○青柳委員 それでは、私、青柳からご報告申し上げます。

7月23日、24日の財務諸表検討会に布施専門委員と私、青柳が出席し、法人のご担当者から事業の概要と財務数値につきまして、比較財務諸表及びその他の分析資料により説明を受けました。疑問点等につき質問をしまして、平成18年度の財務諸表にかかわる意見としてまとめました。資料4-1の平成18年度財務諸表に係る意見を読まさせていただきます。

独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、農業分科会として以下の意見を述べる。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては国民にわかりやすい開示となっているのが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考えます。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。

その裏側に結論がございまして、結論も少し読ませさせていただきます。

結論、農林水産大臣が、各法人の財務諸表を承認することに異議はない。

なお、以下の点については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたいということで、1に前年度の意見に対する法人の処理等をコメントさせていただきました。全法人とも適切な措置、回答を示されました。その結果については、別紙に法人別意見というところに記載してあります。

今年度、18年度の新たな意見についても、法人別意見に記載しました。

それから、前々年度でございますが、財務諸表検討会において、財務分析等に係る各法人共同研究の場として、平成18年2月16日に第1回の意見交換会が持たれました。この意見交換会を今後も適宜開催することを要望するというふうに記載させていただきました。

次に、法人別の意見についてご説明させていただきます。

まず、セグメントに関しては、昨年度コメントさせていただいた内容についての各法人別の措置について記載してあります。セグメント情報とか成果進行基準導入というのを検討されたいという形にコメントされてありますが、これについては各法人とも検討課題ということでございます。

それから、財務分析指標については、それぞれ各法人、経年比較だとか他法人比較等資料を提出していただきました。農林漁業信用基金につきましては、損益計算書の比較分析資料について、大項目だけでなく、小項目の比較もしていただきたいという形で今期新たにコメントさせていただきました。

それから、減損会計の導入についてですが、今期から各法人採用されておりますが、種苗管理センター、家畜改良センターにつきましては、電話加入権につき減損損失を計上されています。それ以外に、遊休不動産はないということでございます。農林漁業信用基金については、遊休不動産はないということで、減損損失の計上はありません。

それから、総括としまして、下の欄をちょっと見ていただきたいんですけども、昨年からコメントでございますが、総括の2行目、1人当たりの行政サービス実施コストの計算ということで、分母となる人口が使用されている資料によってばらつきがあるということで、統一的な見解を示していただきたいという形でコメントさせていただいてあります。

それから、昨年同じような記載がございますけれども、独立行政法人として5年間の業績を評価できるような指標を設定し、運営費交付金の国への返還額について一定の評価ができるか否かを検討されたい。そのためには、基礎データを提供する原価計算制度の導入についても検討されたいという形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの青柳委員からの財務諸表に関する報告について、ご質問、ご意見を求めます。どうぞ。

いかがですか、ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特にご質問やご意見がございませんので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に関し、異存なしとの意見でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのように処理させていただきます。

次の議題でございます。

次の議題は「農林漁業信用基金の業務方法書の変更について」でございます。

それでは、農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の場でございます。

業務方法書の変更について説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。資料5を閲覧になっていただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、資料5-1をご覧ください。

農林漁業信用基金の業務方法書の変更につきましては、独立行政法人通則法第28条第1項の規定により、主務大臣である農林水産大臣及び財務大臣の認可を受ける必要がございます。

また、同条第3項の規定により、主務大臣は認可をしようとするときは、独立行政法人評価委員会の意見を聞くということになっております。今見ていただいております1ページは、農林水産大臣から当評価委員会への意見を求める文書でございます。1枚めくっていただきまして3ページは、私ども農林漁業信用基金から主務大臣である農林水産大臣及び財務大臣への業務方法書変更の認可申請の文書でございます。

この3ページの裏側に4ページがございます。4ページをご覧ください。

4ページは、今回の業務方法書の改正案でございます。農林漁業信用基金の行っております林業信用保証業務の保証料について、上限を変更するものでございます。

(1)が、林業・木材産業改善資金などのいわゆる政策的な制度融資に係る保証料率でございますが、現行の0.72%以内を1.35%以内へと引き上げるものでございます。

(2)は、それ以外の一般資金で、現行1.13%以内を1.80%以内へと引き上げるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

5ページに変更理由を書いております。昨年12月24日に農林水産省及び財務省から示されました独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向

性における指摘事項を踏まえた見直しに基づきまして、債務保証業務の収支の改善に資する観点から、保証料率の改定を行うものでございます。

次に、資料5-2をご覧くださいませ。

今回の保証料率の見直しの全体像についてご説明申し上げます。

1の見直しの必要性、それから2の業務方法書改正案の概要につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。3の保証料率見直しの考え方について説明をさせていただきます。

7ページにつけております参考1の表と合わせてご覧いただきたいと存じます。

①は、保証料率の引き上げ幅でございます。参考1の表の一番下にありますように、全体の平均保証料率を現行の0.82%から長期的な観点から保証収支の均衡が図られる1.06%へと引き上げることとしております。

②は、保証料の区分及び料率の見直しでございます。参考1の表の現行の欄にありますように、これまでもリスクに応じた保証料率として一般資金を3段階の区分、それから制度資金を2段階の区分としておりましたが、保証先の経営改善努力を促し、林業・木材産業の発展に資するという観点、それから平成18年度から中小企業信用保証協会において9段階の保証料率が適用されていると、こういったことを踏まえまして、一般資金、制度資金とも今回8区分といたしました。それぞれの段階の保証料率につきましては、先ほど申し上げました平均保証料率1.06%を一般資金の中央の区分、具体的には区分のVにおきまして、区分のVの利率を1.10%とし、各区分の差を中小企業信用保証協会の料率をも参考に0.2%から0.3%として、それぞれの区分の保証料率を設定いたしました。これによりまして、一般資金の上限は現行1.13%から1.80%に見直すということになります。

③は、制度資金に係る保証料率の設定についてであります。木材産業等高度化推進資金等の国が政策的に実施しております制度資金につきましては、これまでも一定の料率の低減を行ってまいりましたが、融資額のうち公的な資金の割合が4分の1となるいわゆる4倍協調資金等につきましては、一般資金に比べて25%低減を図りたいと思っております。この25%というのは、全国の都道府県の制度資金に係る保証料の引き下げ幅が平均で約25%でございますので、それを踏まえたものでございます。さらに、当該割合が3分の1となるより政策性の高いいわゆる3倍協調資金等につきましては、さらにディスカウント幅を大きくいたしまして50%低減させることといたしました。これによりまして、制度資金の上限については、現行0.72%から1.35%に見直すこととなります。

今回の業務方法書の改正は、この一般資金及び制度資金それぞれの保証料率の上限について見直しを行うものでございます。

以上、業務方法書の変更についてご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの業務方法書の変更について、ご意見、ご質問を求めます。どうぞ。いかがですか。ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特段の意見もございませんので、業務方法書の変更につきましては、主務大臣の承認に関し、異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。

次の議題は「独立行政法人整理合理化案の概要」についてでございます。

それでは、大臣官房文書課より説明をお願いいたします。

○文書課調査官 大臣官房文書課の調査官をしております高橋でございます。

独立行政法人整理合理化案につきまして御説明申し上げます。

政府全体の独立行政法人の見直しにつきましては、前回の農業分科会、あるいは資料を送付させていただきまして情報提供させていただいているところであります。本日は、8月末に策定することとなっております農林水産省としての整理合理化案について説明をさせていただきます。

お手元に配付しています資料6、19年度の独法見直し主要スケジュール(案)もあわせてご覧いただければと思います。

独立行政法人の見直しにつきましては、本年6月の経済財政諮問会議の議論を経て決定されましたいわゆる骨太の方針2007におきまして、101法人すべてについて見直しを行うこととされております。これを受けまして、先般8月10日には、閣議において、独法整理合理化計画策定に係る基本方針が閣議決定されているところであります。この閣議決定の内容につきましては、参考資料2の中でございますが、それについて簡単にご説明いたします。

この閣議決定されました基本方針の中では、横断的視点、総論といたしまして3項目、

まず独立行政法人の徹底的な縮減、具体的には事務・事業のゼロベースでの見直しなど、次に独立行政法人の効率化の観点からの見直し、運営の徹底した効率化ということで、さらに具体的には一般管理費・業務費の削減、可能な限りの効率化の徹底などがあります。

また、独立行政法人の自律化、自主性・自律性の確保という観点から、中期目標明確化のための具体的・定量的指標の設定、国民の意見の活用などが方針として示されております。

また、事務・事業の類型別の視点といたしまして、公共事業執行型の法人につきましては、例えばコンプライアンス体制の整備を行うといった事項があります。助成事業等執行型の法人、農業分科会であれば、農畜産業振興機構について、歳出削減の観点や公共上の見地を踏まえた事業の廃止・縮小、助成・給付型の事業について基準の明確化、民間委託の検討、価格安定・備蓄型の事業について、経営努力のインセンティブを働かせる観点からの見直しを。また、資産債務型の法人、これはすべての法人が該当いたしますけれども、実物資産の原則売却を。次いで、研究開発型の法人につきましては、研究開発に係る国の方針等との関係を勘案し、重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小、研究開発を実施する他機関と比較して成果が十分でない、あるいはこれに代替可能な研究開発事業の廃止・縮小を。また、特定事業執行型の法人につきましては、農業分科会所管の法人でいえば農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農業者年金基金が該当いたしますが、市場化テストの積極的な導入、あるいは検査料等の水準の見直しによる受益者負担の適正化などを。また最後に政策金融型、これは分科会所管の法人でいいますと農林漁業信用基金が該当いたしますが、18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向、既に決まっている方向でございますけれども、この考え方に沿っているかの検証を行う。

以上が見直しの方針として示されているところでございます。

農林水産省といたしましては、今回の整理合理化案の策定に当たりまして、農林水産業の振興や国民生活の安全・安心の確保に支障がないように十分配慮する。そうしながらも、官製談合が明らかになりました緑資源機構の廃止のほか、閣議決定されました今回の方針に沿いまして、所管14法人すべてについて必要な業務、あるいは組織の見直しを盛り込むこととしたいと考えております。

なお、中期目標期間が終了いたします農畜産業振興機構、農業者年金基金及び水資源機構、この3法人につきましては、独立行政法人通則法上、評価委員会の意見を聞かなけれ

ばならないということになっておりますので、後ほどこの後の第2部で、それぞれ担当課より説明させていただきます。

では、そのほかの農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金のそれぞれ整理合理化案の概要について御説明申し上げます。

お手元の机上配布資料、席上の配布資料ということで配付させていただきました独立行政法人の見直しの基本的考え方という資料を御覧いただければと思います。

まず、農林水産消費安全技術センターでございますが、お手元の資料番号1-1になります。

農林水産消費安全技術センターにつきましては、農場から食卓までの一連の過程を対象に、検査業務を一体的に実施し、その技術で食の安全に貢献するということとし、本年4月に農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人が統合いたしまして発足した法人でございます。

平成13年のBSE発生以来、食の安全、消費者の信頼の確保は極めて重要な問題になっております。肥飼料や農薬などの生産資材における安全性の検査、食品表示の監視などにつきましては、厳格かつ確実に実施される必要があると考えております。このためセンターでは、検査・分析技術に係るノウハウの結集、一体的な精度管理による検査分析能力の向上、消費者等への情報提供の一元化、緊急時には総力を結集するといった統合メリットを発揮しながら、農薬、肥料の登録時の検査、食品表示の検査、事業者に対する立入検査等の業務を実施しております。

例えば、本年6月に発生した牛ミンチ事件におきましては、センターでは牛ひき肉加工品の緊急調査を実施いたしまして、市場に流通しております牛ひき肉加工品を購入し、遺伝子分析等によりまして畜種の鑑定を行っております。この結果、牛肉以外の食肉の混入が確認され、農林水産省から製造業者に対して指導が行われたところでございます。

また、調査対象を食肉加工品に拡大して抜き打ち検査を行うこととしており、国と連携を図りながら食の安全、消費者の信頼に寄与しているところでございます。

このように、センターの実施する業務につきましては、行政処分の前提として行われるというものであり、引き続き当該法人が国と連携しながら、厳格かつ確実に実施する必要があると考えております。

他方で、業務運営の効率化ということにつきましては、これまでもアウトソーシングの実施や統合による合理化等に取り組んでいるところでありますが、今回提供するサービス

水準を低下させることなく、引き続き業務の効率化を図る観点から見直しを実施し、3法人の統合に合わせまして、3本部、12地方組織を1本部、5地方組織に再編したところがあります。

今般、さらに効率化を図るということから組織面を見直しまして、平成22年度末までに小樽事務所廃止を検討することとしております。

また、事務・事業の見直しといたしまして、生糸の格付業務を廃止することにより、食品表示の監視業務の重点化を図る。これらによりまして、効率化を図ることとしたいと考えております。

次は、種苗管理センターでございます。

種苗管理センターにつきましては、資料1-2をご覧くださいと思います。

4つの視点から見直しを考えております。資料1-2の2ページになります。

まず、事務・事業の面につきましては、業務の重点化ということから、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の品質検査業務、これを行っておりますが、これを廃止したいと考えております。当該業務は、農業者が栽培する野菜が、霜の被害、風水害及び干害等の災害を受けた場合に、その代作用として必要な野菜種子の供給を図るため、種苗会社が災害対策用に保管する種子について種苗管理センターが品質検査を行うというものでございます。災害が発生した際には、その検査に合格した保管種子が都道府県の要請に基づき売り渡されることとなります。

しかしながら、これにつきましては近年都道府県からの要請及び売り渡しの実績もなく、また関係者から売り渡しに係る要望もないということから見て、既に政策的な役割を終えたと考えております。このため、種子保管及び当該検査業務を廃止したいということでございます。

次に、組織面につきましては、現在存在する14の農場のうち、金谷と知覧の2農場につきまして、業務の効率的な推進、一般管理費削減の観点から中期計画を前倒しして廃止し、西日本農場に再編・統合いたしたいと考えております。

これらの2つの農場業務については、現在種苗管理センターの第2次中期計画に沿って進めているところでございますが、可能なものから前倒しして、西日本農場に移管を進め、両農場の用地売却等の進捗状況を踏まえ、農場を廃止したいと考えております。

運営の効率化という点では、八岳農場におきまして、バレイショ原原種種苗の生産のために長野県から借り入れていた農地の返還を進めます。これは、平成18年度末まで八岳農

場で行っていたバレイショ原原種種苗の生産・配布業務を廃止したことに伴いまして、適正な資産の保有という観点から実施するものであります。

また、独法の自主性・自律性の確保という面においては、行政ニーズに即した業務の高度化・効率化に資する調査研究を推進するという一方で、外部有識者の意見を反映した取り組みを行いたいと考えております。

次は、家畜改良センター整理合理化案になります。資料1－3をご覧くださいと思います。

3つの視点から見直しをしたいと考えております。これも2ページをご覧くださいと思います。

まず、家畜の改良増殖につきましては、業務の重点化という観点から対象家畜の見直しを行い、ミツバチと実験用ウサギに係る改良増殖業務を廃止したいと考えております。ミツバチに係る改良増殖業務は、現在のところ業務を実施しておらず、業務の重点化が求められているという中で、今後業務対象とする畜種を拡大する可能性も乏しいと判断し、廃止するものであります。

また、実験用ウサギの改良増殖業務は、医療や薬学等の分野において利用されます遺伝的に斉一性のあるウサギの需要に対して実施してきたというものでございますが、近年民間において、当該需要に対する供給が可能になっていると。このため、伝染性疾病の発生、緊急時の対応、体制整備を中期計画より1年前倒しして完了させ、平成19年度末に当該業務を中止することとしたいと考えております。

また、随意契約の見直しにつきましては、国における随意契約の見直しを踏まえ、家畜改良センターの契約基準につきましても、国の基準に準じて一般競争入札の拡大に努め、契約に関する情報開示の徹底、契約の透明性を確保、経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

また、家畜改良センターの本所にあります中央畜産研修施設の管理・運営につきましても、業務の効率的推進、経費の削減の観点から官民競争入札、市場化テスト等の導入を検討していきたいと考えております。

次は、農林漁業信用基金整理合理化案になります。資料1－4をご覧くださいと思います。これも2ページになります。

上段の囲みでございますとおり、信用基金につきましては、今年の3月に開催されましたこの分科会でもご報告したところでございますが、その内容に沿いまして、昨年有識者

会議、あるいはその指摘を踏まえ、政独委の勧告の方向性に即した見直し、行革推進本部の議を経て決定しております。

今般の整理合理化計画につきましては、既に決定されている見直し事項につきましても、その着実な実施を図っていくことを盛り込んでまいりたいと考えております。主なものとして、3つ掲げてございます。

まず1つ、事務・事業の縮小の観点から、林業寄託業務につきましては、対象資金の廃止により事業規模を縮小する。それとともに、政府予算の後年度負担や政府保証を抑制する観点から、寄託原資の調達方法を借入れ方式から出資方式に移行させることとしております。

次に、収支の改善の観点から、保険料率と保証料率の引き上げを行うこととしております。先ほどご審議いただきました林業保証業務の保証料率につきましては、本年10月から前倒しで実施することとしております。

また、収支の改善に向けましたモラルハザード防止策といたしまして、基金協会や信用基金が行う保証事業の保証割合を100%から80%や70%までに引き下げる部分保証の導入や拡大を行うこととしております。農業保険業務での部分保証の導入につきましては、本年度から負債整理資金で前倒しで実施しております。

以上、これらの案につきましては、今後8月30日に予定の親委員会で説明を行い、また中期目標終了時の見直し法人につきましては、この後第2部で議論を、松本分科会長から報告いただいた上で意見聴取を行い、8月末に農林水産省としての整理合理化案を提出することとなります。

整理合理化案の提出後につきましては、昨年の手続とほぼ同様になりますが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、行政減量・効率化有識者会議等に加えまして、本年は他の改革との整合性を確保するということから、規制改革会議でのヒアリングも行われる見込みとなっております。

最終的には、12月の政府行政改革推進本部の議を経て、政府としての独立行政法人整理合理化計画が決定されることとなります。この間、委員の皆様におかれましては、当方より整理合理化案の議論の状況につきまして情報提供を行いつつ、場合によっては再度親委員会を開催し、説明することも考えております。引き続き、忌憚のないご意見を伺いたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまは、独立行政法人の見直しの基本的な考え方について御説明を受けたわけでございます。

それでは、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

○萬野専門委員 今、ご説明いただいたスケジュールというんですか、考え方なんですが、今年度見直しの独立行政法人の見直しと、すべての法人の見直しというのが重なったような説明ですので、我々の認識としては、すべての法人が見直されるというふうな認識でいいのでしょうか。

○文書課調査官 お答えいたします。

今回の諮問会議で決定されましたのは101すべての法人ということになりますので、最終的には政府の合理化計画の中には、101法人すべての見直しが盛り込まれることとなります。今日、この後また独法通則法に基づきまして、整理合理化といいますか見直しを進めるのは、農業分科会関係では3法人ということになりますので、手続的には違いますけれども、最終的にはすべての法人ということになります。

○萬野専門委員 そうなりますと、既に中期計画が実行されている法人も見直されるというふうな認識でいいのでしょうか。

○文書課調査官 中期計画の実行中にございます法人についても同様に見直し対象になります。

○萬野専門委員 その見直された中期計画はいつごろ整理されて我々に提示されるのでしょうか。

○文書課調査官 手続的には、整理合理化計画がこの年末にまとまりますので、その後必要に応じて中期計画、見直しが必要なものは改めてまたその手続がとられることになると考えております。

○萬野専門委員 それが提示された後に、一番最初に評価基準の見直しが来年の2月でしたですか、期限が延びたということは、その以後評価基準の見直しがあるというふうな認識でいいのでしょうか。

○文書課調査官 そのようになると思います。

○松本分科会長 ただいまの萬野委員のご意見というのは、常に法人の見直し案のときにかかってくる問題でございまして、今まで各委員による検討は、あるいはその法人の中期

目標、そういったものが一体何のために進んできたのかという、そういうことにもかかるわけなんです。そこは、本当にはっきり申して複雑な意味、複雑な気持ちになりますね、こういう新たな見直し案が出るたびに。

きょうは、これについては皆さんのご意見をちょうだいするということでございますので、どうぞ忌憚のないご意見をどしどしお聞かせいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○鱈場専門委員 今のご意見と同じですが、基本的には通則法上では中期計画の変わる3法人だけの意見聴取の評価委員会になると思いますが、その他の法人についても、今回の見直しで中期計画そのものが変わるということになりますので、評価委員の意見を聴くというのが筋になろうかと思えます。その辺のスケジュールが示されていないので、よろしくをお願いします。

○松本分科会長 そのとおりですね。では、もう一度よろしくお願いします。

○文書課長補佐 文書課の寺本と申します。

スケジュールにつきまして、もう一度事務局の方からご説明をさせていただきますと、本年の12月、整理合理化計画の決定となります。それにつきましては、全法人の見直しということでございますけれども、通則法上、中期目標期間終了時に見直す法人が、本年農業分科会関係で3法人ございまして、そちらについては通則法上の手続が別途必要ということでございます。それらにつきましては、本評価委員会の意見聴取を行わなければいけないという形になっておりますので、その3法人につきましては、意見聴取という形をさせていただいて、残りの法人につきましても、各年度の評価と密接に関係しておりますので、この評価委員会の中でもご説明を状況等についてさせていただくということで進めさせていただきますようお願いしております。

○松本分科会長 いかがですか。説明なのか、あるいは意見聴取なのか、あるいは検討なのか、そこら辺がちょっと知りたいところでしょうね。

○鱈場専門委員 中期計画の見直しということになれば、あらかじめ評価委員の意見を聴かなければならないと決まっていますので、情報を提供するとか、意見交換するというのではなく、評価委員会の意見を聴取するというスケジュールを明確にされた方がいいのではないかと思います。

○文書課調査官 先ほどの説明の補足と申しますか、同じような内容になりますけれども、基本的には制度上の問題として、今回独法の見直し、定例のといったらおかしいですけれ

ども、制度にのっとしてやるということになれば、3法人に関して皆さんから御意見を聴取して、それで評価委員会の決定を見て提出するということになるわけなんですけれども、そのほかの法人につきましては、今回は春から起きています独立行政法人に伴うさまざまな問題が生じました。さまざまな問題が生じたことを踏まえて、緊急的な見直し措置として行われていると、この見直しが。そういうものでございまして、制度的に見ましたら、これにつきましては今回3法人とは違った手続になるわけなんですけれども、さまざま非常に大きな見直し内容もございしますので、そこでそういう制度上の手続ではございませんが、皆様からご意見を伺おうと、そういう手続になっているということでございます。その点について、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、御理解いただければと思います。

○松本分科会長 よろしゅうございますか、ただいまの。

○鱈場専門委員 意見聴取するということですね。

○松本分科会長 そうですよ。そういうふうに言ってくださいと言ってほしいですね。

○文書課調査官 意見をいただければと思います。

○松本分科会長 そうですね。そのほか関連で。萬野委員どうぞ。

○萬野専門委員 そうなりますと、一つ気になるのが、一昨年度でしたでしょうか、我々の評価基準も一度見直しになったんですが、再度評価基準そのものも見直す必要があるというふうなことも出てくるのでしょうか。

○消費・安全局政策課長補佐 お答えしますけれども、12月に決定された整理合理化計画の最終的な内容に応じて、評価基準の見直しということもあり得るかと思っておりますけれども、その中身が今私ども案で考えている内容でそのままいくかどうかというのがまだわからない状況でございますので、もう少し決着を見まして判断しなければいけない状況にございます。

○萬野専門委員 となると、今までの我々が実際やってきた評価の基準なり、中期計画の承認なりというのが、ほぼご破算になるというような認識でいいのでしょうか。新しい基準が出て、新たな業務をこの分科会でする必要があると、そういうふうな認識でいる方がいいというふうに何か感じるんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○松本分科会長 極端に言えばそういう可能性もあるというご意見ですよ。その点いかがですか。

○文書課調査官 今回の見直しにつきましては、これまでまさに評価していただいているのは、これまでの中期目標、中期計画につきましては、昨年見直しを行いました基準に従っ

て行っていただくということでもありますので、今回ののはそれにそれぞれ見直しの項目がありますけれども、それに中期目標自体、中期計画自体、今回整理合理化計画が見直しをされて、それに応じて必要があればそれを見直すというわけなので、それに当たっての評価はまたその新しくでき上がったものについて行われることになると思います。

○萬野専門委員 計画自体は先ほど来ご説明いただいているので、当然変わるんでしょうから、我々評価する対象の事業が変わるということで、それは理解できるんですが、極端に言えば、今継続中の中期計画が見直されるということは、我々の評価委員会の業務自体もゼロベースで見直しというふうに書いていますので、それなりに変わるんでしょうけれども、そういうふうな考え方からいきますと、評価基準の考え方自体も変わってしまうんじゃないかなと。そうすると、我々が毎年度評価させていただいている業務の評価の根本的な評価基準なり考え方も変わる可能性があるやに感じてしまうので、その辺はその可能性があるのであれば、そういうふうな可能性もあるというふうに言っていただいたら、我々もそういうふうな心構えというんですか、そういう業務もあるんだなというふうなことを認識せざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

○松本分科会長 萬野委員のおっしゃっていることは、私は非常によく理解できています。つまり、評価委員会というのは、出された見直し案に基づいて常にご破算にしながら、新しい評価基準に基づいてまた評価してくださいということが、その都度求められるのかなということですよ。いかがですか、この点は。

○文書課調査官 委員ご指摘の点でございますけれども、整理合理化案の内容によっては、そういった評価基準の見直しが必要になる場合もあるのであろうと思います。ただ、その点について予断を持っておりませんけれども。

○松本分科会長 ただ、毎回毎回長時間かけて委員の非常にご熱心な討論を踏まえた委員会でございますから、委員の意見聴取、こうしたものが無意味に無視される、そういうことのないように、くれぐれも事務局は配慮を払ってほしいと、私はこれは一委員として申し上げたいと思います。それでないと、何のための委員会かということになっては、これは非常に苦しいところでございます。ぜひこの点は事務局も肝に銘じて認識していただきたいと思います。

どうぞ、そのほか。渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 少し形式的な話を伺いたいんですが、先ほどの合理化計画案のいただいている参考資料2では、行革本部からの方針の要旨が出ていまして、別途配られた文書課の資

料の両方に横断的視点が整理されているんですが、ここの横断的視点の括弧書きのところの意義はどういう、何か意味があるんですか。行革本部から来ている方の括弧書きの方が、こちらの官房の方が前に出ているんです。そこは何か農水としてのスタンスが表現されているんじゃないかというようなこともあるのかどうか。何か意味があるんですか。全くないんですか。

○文書課調査官 形式が異なっておりますけれども、内容的には同一でございます。

○渡邊委員 別に意味はないんですね。括弧書きの意味はどういう意味なんですか。

○文書課調査官 前の文書の括弧書きは、それぞれ括弧書きが補足するものという意味でございまして、意味内容は行革事務局から出されたものと我々がまとめたものと異なるというものではありません。整理上分かりやすさということで整理したものでございます。

○渡邊委員 例えば3の独立行政法人の自律化というときと自主性・自律性の確保というのはちょっとニュアンスが違う、印象が違うと思うんです。何かそこら辺が意味があるかなと思って伺ったんです。なければ別に結構です。ありがとうございました。

○松本分科会長 そういうことで、そういうことというのは、要するに括弧の中身と、それから最初の文言とは同一のものを、それぞれ補完するものという観点で……、よろしゅうございますか。

○渡邊委員 なぜ入れかえたのか、意味がなければ結構です。

○松本分科会長 どうぞそのほか。ございませんか。この際どうぞ忌憚のないご意見を承りたいと思います。くれぐれもこの点は注意してほしい、あるいはこの点は声を大にして申し上げたい、こういうものがございましたらどうぞよろしくお願いします。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、ご意見がほかにならないようでございますが、私、再度申し上げますが、この委員会で意見聴取したものは、くれぐれも事務局で慎重に取り扱って、大事に取り扱っていただきたい。そして、皆さんの貴重なご意見というものが随所に反映されるようお願いをしたいと思います。

それでは、これで第1部は終了します。第2部に移ります前にここで一たん休憩といたします。5分間の休憩といたしますので、3時ちょっと過ぎまで休憩に入ります。

午後2時57分 休憩

午後3時07分 再開

○松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部の審議は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、水資源機構の3法人の議題を対象としております。

1つ目の議題でございますが、「平成18年度業務実績に関する評価について」でございます。

なお、水資源機構につきましては、後ほど別途行うこととしまして、とりあえず第1部と同様に各プロジェクトチームの委員の代表から審議の結果をご報告いただき、2つの法人の分が終了した後に、質疑応答を行う、こういう手順でまいりたいと思います。

なお、申しわけございませんが、時間が限られておりますので、ご報告は簡潔にお願いいたします。

それでは、農畜産業振興機構PTの青柳委員からお願いをいたします。

○青柳委員 それでは、農畜産業振興機構の平成18事業年度業務実績の評価結果の概要につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、私、青柳からご報告申し上げます。

プロジェクトチームのメンバーは、安部委員、石田委員、福田委員と私の4名でございます。

それでは、お手元に配付されております資料7-1、評価結果の概要に沿いまして説明させていただきます。

全般的な評価結果といたしましては、平成18年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われており、A評価といたしました。評価に至った理由といたしまして、まず(1)評価の手法ですが、プロジェクトチームは平成19年7月3日機構本部において検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表等に基づき業務実績の内容を聴取し、評価の作業を進めました。評価はあらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書等を活用して行いました。

(2)評価実施の過程といたしましては、中期計画の小項目を単位として、a、b、cの3段階評価を行いました。その結果、小項目140項目中すべてがa評価、指定食肉の買入業務など業務の実施に至らず、評価対象外となった項目は6項目でした。

次に、中項目の評価については、小項目の評価結果の積み上げと各小項目の達成率及びその他の要因を分析して評価を行ったところ、17項目中17項目がA評価、評価の対象外となったものが2項目ありました。大項目の評価及び総合評価については、中項目の評価結

果の積み上げと各中項目の達成率及びその他の要因を勘案して評価を行った結果、大項目については、5項目中5項目がA評価、評価対象外が2項目ありました。

総合評価としましては、冒頭申し上げたとおり、18年度業務は中期計画の達成に向け順調に行われていると判断してA評価といたしました。

次に、2の業務運営に対する主な意見等については同資料の2ページ以降に、また業務実績評価シートにおいては、各大項目の留意事項として記載しております。時間の関係もごさいますので、簡単にご報告させていただきます。

まず、事業費の削減、効率化については、14年度比で55%と、中期目標に照らし十分に削減されていますが、主な理由は肉用子牛の販売価格が堅調に推移し、生産者補給金交付額が減少したことや国内産糖交付金交付の減少等であり、このような価格安定・価格調整に係る事業費の削減は、制度の特性から発生したものと認識する必要があります。

一方、補助事業、情報収集提供事業にかかわる事業費についても、14年度比で49%と、補助事業の見直し等を通じて十分に削減されています。

次に、②の一般管理費、退職手当を除きますけれども、についても14年度比19%減と十分に抑制されています。

次に、⑤の機能的で効率的な組織体制の整備についてですが、新たな砂糖・でん粉制度の円滑な実施を図るため、プロジェクトチームを継承・強化する形で、新制度準備推進本部及びこの下に新制度準備室を設置し、7月にスタッフ職の併任を行うとともに、12月1日付で鹿児島事務所開設準備室を設置しました。より効果的・効率的な組織・業務運営に取り組んでいるところでありますけれども、今後更に地方出先機関の見直しについて検討されることを期待しております。

次に、2の④の情報収集提供業務において、出版物からホームページへの全面切替え等について検討が行われ、整理されています。ホームページへの全面切替えについては、出版物による情報提供を望む声が強く、また広告掲載については出版物の発行部数が少ない等制約があり、困難な状況にあります。

次に、3の財務内容に関する事項については、随意契約の見直しに取り組み、競争契約の推進を図っております。畜産勘定をはじめとする各勘定の事業用資金は、資金管理運用基準等に基づき適切に運用されていますが、多額の資金を保有するので、各勘定における資金需要状況を的確に把握し、引き続き適正な管理に努められたいと考えます。

次に、4の(2)でごさいますが、砂糖勘定においては471億円の砂糖生産振興資金を

調整金の累積差損に充当し、短期借入金を償還しております。

以上が、農畜産業振興機構の平成18年度実績評価結果の概要でございます。よろしくお願いたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農業者年金基金P Tの森田明委員よりお願いします。

○森田（明）委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。

農業者年金基金の平成18事業年度業務実績評価の検討結果を報告させていただきます。

業務実績評価のためのプロジェクトチームは、先月31日に、森田慎二郎委員、布施委員、それと私の3名の委員全員出席のもとで検討を行いました。

資料7-2の1ページをご覧いただきたいと思います。

評価に至った理由につきましては、法人から提出されました自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、中期計画項目につきまして評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象のすべての中項目についてA評価となりました。これらを踏まえまして、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断いたしまして、総合評価をA評価としたところであります。

それから、2の業務運営に対する主な意見等についてでございますが、時間の関係もございまして、主な項目につきまして簡単に説明させていただきたいと思います。

まず1点目として、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。

①の運営経費の抑制につきましては、一般管理費、事業費ともに、平成18年度計画に設定した目標を上回る削減を実施されております。

なお、人件費につきましては、国家公務員の月例給の改定はありませんでしたが、俸給月額を引き下げることにより、平成17年度実績より1.8%削減されております。今後とも、平成17年12月に閣議決定されました「行政改革の重要方針」を踏まえて、適切に削減されるとともに、ラスパイレス指数の圧縮について、積極的に取り組まれるようお願いしたいと思います。

それから、業務運営の効率化につきましては、特例付加年金の裁定事務システム及び電子情報提供システムの運用が開始されるなど、電算システムの開発、整備について計画どおり順調に実施されております。今後とも、計画を着実に実施するとともに、実施状況のフォローを確実に行っていただくようお願いしたいと思います。

それから3番目ですが、業務運営能力の向上についてです。計画どおり研修等を行うなど、順調に実施されているところでございます。今後とも計画的に研修等を行い、基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上に努めるとともに、業務内容の理解度の確認を行い、次の研修等に活用するなどの創意工夫に努めていただくようお願いしたいと思います。

それから、大きな項目の2点目ですが、2ページ目の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。

①農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合については、適切な年金給付を行うため必要不可欠なものであるため、今後、より一層整合性が高まるよう関係機関に対する指導等を実施していただくようお願いしたいと思います。

それから、年金資産の安全かつ効率的な運用については、計画どおり順調に実施されているところです。今後とも、年金資産の運用に当たっては、安全性を重視するとともに、被保険者等に対する適時的格な運用結果の情報提供に努めていただくようお願いしたいと思います。

それから、制度の普及推進についてです。これにつきましては、各種パンフレットによる業務受託機関を通じた制度の周知やホームページ等を通じた情報提供により、制度の普及推進が図られ、平成18年度の新規加入は前年より約4割増加しております。

今後とも制度の普及推進活動を効率的、効果的に実施し、加入者10万人早期達成3カ年計画を確実に達成されるように努めていただくようお願いいたします。

それから3点目です。予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画についてでございます。

予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成しております。

なお、連絡事務所や業務委託費につきましては、業務実績が増加する中で、基金全体の一般管理費や事務費を上回る削減となっております。

しかしながら、業務運営の効率化の観点から、連絡事務所の必要性について検討されるとともに、委託業務についても、業務の効率的・効果的実施の観点から、配分基準等の見直しを検討されるようお願いいたします。

それから4点目、その他主務省令で定める業務運営に関する事項についてでございます。

中期計画及び18年度計画に基づき、職員1名の削減を行うなど計画どおり順調に実施さ

れているところでございます。今後とも、中期計画及び年度計画に定める「職員の人事に関する計画」に基づき、適正な人員配置に努めていただくようお願いしたいと思います。

それから5点目、3ページの随意契約の適正化についてでございます。

随意契約の限度額等、随意契約によることができる基準については、国に準じたものとなっており、平成18年度4月契約分から、契約金額、随意契約の理由等がホームページに公表されているところです。今後、より一層情報公開に努めるとともに、一般競争入札等に移行できないか等の観点で見直しを行い、原則として一般競争入札等を行うようお願いしたいと思います。

それから、最後になりますが、資料の後ろの方についています38ページ、39ページの方をご覧くださいと思います。

こちらの方に、農業者年金の業務実績の評価に当たりましては、今は新制度なんですけど、旧制度にかかわる業務の部分につきまして、厚生労働省の評価委員会の意見を聞くこととされております。先月10日付で農林水産省の評価委員会から意見を伺っておりますが、8月14日付で39ページの内容のとおり意見をいただいたところでございます。

これを読み上げさせていただきます。「平成18年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況にあると判断される。

なお、業務運営能力の向上等については、農業者年金基金に対して、取り組みの有無のみならず、取り組みの効果についての報告を求めるとともに、貴評価委員会においては、効果の観点からも評価が行われるよう、配慮されたい。」という意見をいただいているところでございます。

平成18年度業務実績評価についての報告は、以上でございます。どうもありがとうございました。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの2つの法人の説明についてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがですか。ございませんか。夏目委員どうぞ。

○夏目委員 農業者年金基金、概要のところでは2ページ、国民に対して提供するサービスの①のところでは少し説明がありましたけれども、整合性が確認されていないという案件がまだ残っています。これというのは、農業者年金の信頼にかかわる点ではないかなと。もう少し詳しい説明をしていただくとよかったですのではないかと思います。社会保険庁みた

いな事態では当然ないわけで、件数も非常に少ないわけですが、でも不整合があるというのはやはり問題なのかなというふうに思います。お願いいたします。

○松本分科会長 そうですね。それではどうぞ。

○農業者年金基金理事長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

今、委員おっしゃいましたように、いわゆる保険記録がどうこうなったという、そういう問題ではありませんで、農業者年金に入るためには、国民年金の1号の被保険者であるということが条件の一つになっております。したがって、毎年5月と11月に国民年金の記録と、それから私ども農業者年金の加入者の記録を突合いたします。その際に、例えば例で申し上げますけれども、誕生日がずれているとか、そういう意味での不突合があるものですから、それについて確認の上訂正をする、そういうことをやってきているわけですが、必ずしも十分ではないということで、今B評価をいただいているところでございます。ご指摘のように、年金給付額に影響するものではありませんけれども、両方の記録というのはきちっと突合するのは当然のことですから、できるだけこの比率が高くなりますように、私どもの業務を委託しております各市町村段階の農業委員会、それからJA、農協ですが、そういったところと連携をとって是正に努めたいというふうに思っております。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞそのほか。ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特に今のご質問以外はないようでございますので、各法人の業務実績評価については、今回の案で決定するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。「平成18年度財務諸表について」でございます。第1部と同様に、青柳委員から水資源機構を除く2法人の財務諸表に関する意見について、ご報告をお願いしたいと思います。

○青柳委員 それでは、私、青柳からご報告申し上げます。

第1部で、総合的な意見と結論についてご説明いたしましたので省略させていただきます。法人別意見につき簡単にご説明させていただきます。資料8の最後のページにございます法人別意見というところを見ていただければと思います。

先ほどのセグメント関係、それから成果進行基準の導入ということで、1の①でございますが、見ていただきましたが、2法人とも検討課題というコメントをいただいております。その他、財務分析指標については、比較財務諸表と経年比較等の資料を提出していただいております。

減損関係につきまして、これは今年度からの実施でございますが、農畜産業振興機構については、遊休不動産がないということで、減損損失の計上はない。それから、農業者年金基金については、職員宿舎につき減損損失を計上されております。

それから、破産更正債権というところでございますが、会計的には十分な対応をとっていただいておりますけれども、引当金、農畜産業振興機構の欄のところでございますけれども、2億7,500万という形で破産更正債権を計上されておまして、貸倒引当金も十分積んでおられますけれども、回収可能性を検討していただいて、継続的に確認をしていただいて、回収不能額ということが確定した場合には、そういった処理をしていただきたいという形でコメントさせていただきました。農業者年金基金については、実施しているということなので、特に問題はないということにさせていただきます。

それから、下の総括については、先ほどご説明しました3法人と同じ内容でございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの財務諸表に関する報告につきまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがですか。ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは、特にご質問やご意見がないようでございますので、この2法人の財務諸表については、主務大臣の承認に関し、異存なしとの意見としたいと思います。いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。「水資源機構の平成18事業年度業務実績に係る意見の報告について」でございます。

水資源機構PTの渡邊委員より説明をお願いいたします。

○渡邊委員 渡邊でございます。

資料9に基づいてご説明させていただきたいと思えます。

水資源機構の年度業務実績に係る意見につきましては、水資源機構法第42条第3項第1号の規定に基づきまして、国土交通省評価委員会が評価を行う際に、農林水産省ほかの評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。平成18事業年度の業務実績につきましては、7月12日に国土交通省評価委員会委員長より意見の提出を求められました。資料9、1ページ目はこの意見聴取の公文書の写しでございます。

2ページ目は、農林水産省評価委員会委員長名で提出されました意見内容でございます。

この内容につきましては、水資源機構プロジェクトチームにおいて案をまとめさせていただき、その後書面により農業分科会各位にお諮りしたものでございます。

それでは、この2ページ目の「記」以下のところを読み上げさせていただきたいと思えます。

平成18年度における農林水産省所管にかかわる業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。

なお、当該業務が今後も中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、年度業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。

この資料9の3ページ目が今申し上げました別紙でございまして、この別紙についても読み上げさせていただきます。

農林水産省所管にかかわる業務ではないものの不適切事案が再び発生したことは遺憾である。前回の対策・改善への検証を踏まえた直接的・間接的な原因の追及と対応の徹底が重要である。

組織や制度や仕組みの変更への現場職員の自主的な対応と継続的な改善努力が重要であるが、それを促すために職員にどのような動機づけを与えているか、それがどのような成果であられるように工夫しているのかを示すことが重要である。

幹線水路などにおける保全管理への取り組みは、ライフサイクルコストの低減及び計画的な施設更新を図る施設管理のあり方に合致するものであり高く評価するが、今後の取り組みの進展と成果の見きわめが重要である。

以上のような意見を8月3日付で提出いたしました。

そして、8月7日の4省合同会議には、農林水産省水資源機構プロジェクトチームの戸澤、中嶋両専門委員と渡邊の3名全員が出席いたしまして、先ほどご説明した農林水産省

評価委員会の意見に加えて、年度業務実績の全体についてのプロジェクトチーム委員それぞれの意見を提示させていただきまして、議論に参加しましたことを報告いたします。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、特に意見、ご質問がありましたらこの際お願いしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんでしたら、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」でございます。対象法人は、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び水資源機構の3法人となります。

それでは、各法人所管課から見直し案について説明をいただき、その後に意見交換を行うと、こういう順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、農畜産業振興機構について、生産局総務課から説明をお願いいたします。

○生産局総務課長 生産局総務課長の清家でございます。

私の方からご説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料のめくっていただきまして、資料ナンバー2-1と書いてあるそちらの資料でご説明いたします。

まず、1ページ目は、機構の業務の概要でございますが、簡単にご説明させていただきます。

畜産をはじめ、ご覧のような各分野の業務を実施しております。畜産関係につきましては、畜産物の価格安定の業務、それからバターですとか脱脂粉乳などの加工原料乳に仕向けられる、そういう生乳に対する補給金、あと肉用子牛の価格低落時におけます補給金の交付、それから畜産関係の補助事業ということでございまして、生産振興ですとか流通合理化ですとか、あとは衛生環境対策、あるいは食の安全対策等々の各般の事業を実施してございます。

野菜関係につきましては、野菜の価格低落時に補給金を交付するといった、そういう価格安定制度のほかに、野菜の需給調整ということで、価格安定対策とあわせまして出荷の前倒しですとか、あるいは先送りをするとか、加工用に仕向けるとか、こういった対策を実施しております。

砂糖、でん粉につきましては、それぞれ沖縄、鹿児島あるいは北海道の産地で、その原料作物が生産されておりますが、そういう地域経済における重要性あるいは国民生活における砂糖、でん粉の重要性を踏まえまして、輸入糖あるいは輸入トウモロコシの輸入の際に、機構が一たん買い入れをし、一定の額を上乗せして売り戻しを行う、そういう中で調整金を徴収する業務を実施するほか、こういったものを財源に生産者でありますとか製造業者に交付金を交付する業務を実施しております。

蚕糸関係につきましても、生糸の輸入時におけます調整金の徴収を実施するほか、こういった財源をもとに、あと国からの交付金も合わせて蚕糸業の経営安定のための繭代の補てん等を実施しておるということでございます。

情報収集業務につきましては、今申し上げました分野につきまして、生産状況ですとか価格等の情報を関係者に提供しておるということであります。

今般、8月10日に整理合理化計画の策定に係る基本方針が出されました。それを踏まえて、機構、それから行政サイドも含めて、いろいろと検討して見直しをしていきたいというものについて、その基本的な考え方を示しております。2ページでございます。

まず、組織面の見直しについてでありますけれども、砂糖及びでん粉制度にかかわる業務を実施しておりますが、その処理に当たって、電算処理システムをより一層推進をしていくということを通じ、またその中で人員を増加させることなく、この業務を効率的に実施していこうという観点に立ちまして、調整金の収集業務につきましては、機構本部に集約をしていこうと。その結果として、地方事務所の統廃合を行おうというものでございます。現在、10地方事務所がございますけれども、最終的には札幌、鹿児島、那覇の3事務所に合理化をしていきたいというふうに考えております。

それから、大きな2点目は人件費等の削減でありますけれども、もとより行革推進法に基づきまして人件費総額を着実に削減してきたところでありますが、引き続き勤務地、それから学歴の要素を加味した実態に即して引き下げ目標を設定して、給与構造の見直しを引き続き実施していきたいということとあわせまして、機構のもう一つの特有の課題であります管理職割合についても削減をしていくということを次期中期目標期間中に向けて引き続き相当程度のことを実施していきたいというふうに考えております。

それから、事務・事業の見直しの関係でありますけれども、事業の効率化あるいは透明性を高める観点から見直しをしていきたいということで、大きくは右の方にあります2つのことであります。

1つは、畜産の助成事業についてでありますけれども、従来は事業実施主体をあらかじめ特定していたところでありまして、これについては事業実施主体の選定に当たって公募方式を導入していこうというものであります。具体的には、機構に設けられる第三者委員会で細かいところを検討していただくということになるかと思いますが、こういったものを新たに導入していきたいということが一つであります。

それからもう一つは、野菜の需給調整業務につきまして、先ほどちょっとお話ししましたが、価格が低落した場合に、価格安定業務を実施しておりますけれども、こういう価格安定の業務と連携して実施するということが効果的であろうということで、そういった効率的な実施体制について見直していこうということがもう一つであります。

それと、繰越欠損金に関する見直しに関しまして、国産てん菜等に対する交付金につきましては、この10月から新たな砂糖制度が発足しますけれども、それに伴いまして、国産のてん菜等に対しまして、交付金の対象数量につきまして上限を設定しております。これを引き続き、次の目標期間においても徹底していきたいと、こういうことでございます。

以上が、機構の整理合理化計画案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農業者年金基金について、経営局構造改善課から説明をお願いします。

○経営局構造改善課長 経営局構造改善課でございます。座って説明させていただきます。

私の方からは、中期目標期間終了時におけます農業者年金基金の組織と業務の見直し案についてご説明を申し上げます。

お手元の資料2-2の2ページに見直しの基本的考え方ということで、大きく2つあります。1つ目が業務の見直し、それから2つ目が組織の見直しということでございます。

1枚戻っていただきまして、1ページにそもそも農業者年金基金の業務の概要について、かなり簡単にしたものでございますが、そちらをご覧くださいと思います。

農業者年金基金の業務につきましては、加入者の方ですとか受給者の方が全国に存在しておりますので、そこに書いてございますようないろいろな加入申込書等の届け出書の受け付けですとか、それからその中身の内容の審査につきまして、業務の一部を市区町村の農業委員会や農業協同組合に委託をして実施をしているという流れになっております。これらの業務に必要となります委託費につきましては、平成18年度で約23億円ということになっておりますが、この委託業務を今後さらに効率的に実施していくために、今回主に3点の見直しを考えております。

2 ページ目に戻っていただきまして、業務の見直し、業務運営の効率化、委託業務の効率的実施ということで3つ書いてございます。

第1点目は、特別相談活動事業の廃止というふうに書いてございますが、この特別相談活動事業と申しますのは、一言で申し上げますと、都道府県の農業会議、それから都道府県の農業協同組合中央会、これは先ほどご説明しました市町村段階にあります農業委員会や農業協同組合の都道府県段階の組織でございます。こういったところに相談員という方を設置しておりまして、そこで受給権者の方々から農業者年金に関する相談等について対応する業務でございまして、基金の委託事業の一つになっております。この特別相談活動事業につきましては、農業委員会や農業協同組合の指導等を行います委託事業とは別途の委託契約を結んでおりまして、委託業務の合理化を図る観点から、今回これを廃止することを考えております。

しかしながら、今後も受給者の方々からの相談に適切に対応していく必要がありますので、廃止後は既存の委託費をより効率的に利用することにより、対応できるように工夫をしていきたいと思っております。

それから、2点目に定額割の見直しというのがございます。委託費を配分するのに、その積算の根拠となりますいろいろな基準があるわけですが、まず各業務受託機関へ配分する額については、申請書の受け付けなど各業務の種類ごとに単価を設定した上で配分をしています。この中で、業務受託機関が加入者の方、それから受給者の方からの問い合わせ等の対応業務を円滑に実施する上で最低限必要になる経費として一律に配分されるいわゆる定額割の部分がございます。今回、この定額割の部分について、例えば受給権者数ですとか被保険者数といった業務実績に応じて配分するような基準にシフトすることで、より受託機関ごとの業務量を反映したような配分にする見直しを行いたいと考えております。

それから、3点目でございますが、加入推進にインセンティブを与える委託費の配分と書いてございます。現在、平成21年度までの3カ年で加入者10万人を目指して加入推進に取り組んでいるところでございますが、委託費の中で業務受託機関が実施いたします加入推進活動につきましては必要な経費として幾つかの基準に基づいて配分をしております。今回、業務受託機関ごとの加入推進活動の実績がより直接的に反映されるような形にこの基準を見直したいと考えております。これらの基準の見直しにつきましては、今後、具体的な内容をさらに詰めてまいりたいと考えてございます。

次に、大きな四角、2番目の組織の見直しということでございますが、地方連絡事務所というふうに書いてございます。現在、北海道の札幌市、それから九州の熊本市の2カ所に連絡事務所を設置しておりまして、それぞれ3名の体制で業務受託機関との連絡あるいは事務指導、研修、各種届け出書等の受理、審査、こういった業務を実施しています。この連絡事務所につきましては、北海道と九州は、新制度の加入者の方々、それから旧制度の受給権者の方々、さらには窓口業務を行う市町村段階の受託機関が多くなっています。また、東京にあります基金の本部と地理的にも時間的にも距離があるということで、昭和48年にそれぞれ設置された組織でございます。

連絡事務所につきましては、これまでも事業の効率的、そして円滑な実施に大きな役割を果たしてまいりましたが、今回、業務運営の効率化の観点から段階的にこれを廃止することを考えております。ただ、廃止後も地域におけます円滑な事業の実施、それから加入推進活動には支障を及ぼさないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

その下にあります人件費の計画的削減につきましては、これまでも中期目標を上回る経費節減を行ってまいりましたが、現中期目標期間終了後も引き続き計画的削減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、農業者年金基金につきましてはの見直しの基本的考え方についてご報告いたしました。ありがとうございました。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に水資源機構について、農村振興局総務課からご説明をお願いします。

○農村振興局総務課設計技術指導官 農村振興局総務課からご説明させていただきます。

資料は、続きでございます資料2-3でご説明したいと思います。

まず、1ページ目の上段の枠の中でございますが、これは業務内容でございまして、水資源機構につきましては、広域的な用水対策が必要な水資源開発水系として指定されております利根川、荒川等7水系におきまして、水道用水、農業用水、工業用水の安定的な供給の確保を目的としまして、国が決定しました水資源開発基本計画に基づきますダムや用水路などの施設の新築、改築、また完成した施設の管理を実施しているところでございます。

平成13年に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画におきましては、水利用の伸び悩み等を踏まえまして、新規の事業を行わないことにされておきまして、施設の新築につきましては、平成15年の水資源開発公団から水資源機構に移る際に着手済みのものを除

きまして、水の供給量を増大させるような施設はしないというふうに限定されております。

ちなみに、水資源機構でございますが、国土交通省が主管でございます、厚生労働省、農林水産省、経済産業省を加えました4省が主務省となっております。

今回の組織、業務全般の見直しにつきましては、4省で検討調整し、同じ内容のものにつきまして、4省それぞれの独立行政法人評価委員会に意見を伺っているものでございます。

これまでの効率化に向けた取り組みとしましては、1ページの下の方に書いてございますが、まず業務の重点化・効率化でございます。これにつきましては5項目挙げさせていただいております。

まず(1)にございます特定事業先行調整費制度の創設でございますが、これはダムの建設事業で活用したものでございますが、多額の年度事業費を要する時期に、機構の持っております自己資金を用いまして、国の予算を一部補てんして大きな事業の最盛期において工期を守るというような取り組みをしてございます。これによりまして、他の事業への予算のしわ寄せによります事業の遅延も防ぐというようなことをやっております。

それから、3点目でございますが、こちらは農林水産省所管でやっております水路等でございますが、これにつきましても水路を二連化しまして、一方の方で水を流しながらも、もう片方の方で改修、補修ができるというような管理システムを確立いたしまして、効率的な管理を図っているところでございます。

次のページ、2ページに参りまして、こちらの方は業務の運営の効率化でございます。

こちらについては4項目挙げさせていただいておりますが、まず(1)の組織でございますが、②にございます総合技術推進室というのを設けてございます。こちらの方は、各現場事務所に配置しておりました技術職員を一部本社に集約いたしまして、より少ない人間で各現場の技術的課題に機動的に対処するというものでございまして、水資源機構の技術力の維持、それから集約向上を図るとともに、人材育成を図るために設けたものでございます。

それから、(2)でございますが、これは事務的経費でございます、給与の水準の適正化、定員の削減、事務的経費の節減を図っているところでございます。

それから、3点目の総合的コストの縮減につきましては、計画、設計の見直しや新技術を導入いたしまして、中期計画も上回る達成状況で今進めてございます。

4点目でございますが、一般競争入札の対象を拡大するなどいたしまして、工事の入札

契約の見直しを行っているところでございます。

次に3ページに参りまして、これら今までの取り組み、評価委員会の意見等も踏まえまして、より一層効果的、効率的かつ適切な業務が遂行されるよう、今後の見直しに向けた考え方を整理してございます。

1点目の業務の重点化・効率化でございますが、こちらの方は5点挙げさせていただいております。冒頭説明させていただきましたように、水資源機構につきましては、施設の新築、改築としまして、新規の水開発はしないということになってまいりましたので、なおさら現在ございます施設の管理にシフトしていくということを考えてございます。

その中で、(2)にございますように適切な管理業務等の実施に向けまして、予防保全の観点の強化によるライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持、既存施設の効用の一層の発揮、危機管理対策の強化、水質保全対策・環境保全の推進、限りある水資源の一層の効率的な利用という5点を重点的に効率化を図っていくということを考えてございます。

それから、4ページに参りまして、業務の運営の効率化でございます。こちらの方は4点挙げさせていただいておりますが、効率的な業務体制とコスト縮減におきましては、総人件費のさらなる削減、一層のコスト縮減に取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の方でございますが、効率的な管理業務の運営におきまして、委託の一層の活用、監視システムの導入拡大。

また、3点目におきましては、透明性の確保と内部統制の充実・強化としまして、利水者サービスの向上、一般競争入札の対象範囲を拡大する等図ってまいりたいと思っております。

4点目につきましては、保有している財産につきまして、宿舎等ございますが、これにつきましても売却等有効活用や処分の実施を進めていきたいと思っております。このように、業務の運営の効率化を図っていききたいと考えてございます。

最後でございますが、組織のあり方を見直しでございますが、本支社のスリム化や近隣の事務所の統合、それから先ほども説明させていただきました総合技術推進室と現場の事務所が一体となった効率的、機動的な業務ができるよう、より一層効率的な業務体制の構築を図っていききたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの3法人の説明につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問を

ちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがですか。

農業者年金基金の業務の中で、特に組織の見直しということで、今まで地方連絡事務所が果たしてきた役割というのは、この加入者の数が年々ふえているという非常に望ましい方向にありながら、これをなぜ廃止に追い込むのか、そこら辺の説明をもう少し丁寧をお願いしたいと思います。

○経営局構造改善課長 先ほどもご説明いたしましたとおり、北海道と九州、これは被保険者の方、受給権者の方が大変多い、まさに日本の一大農業地域でございます。業務受託機関との連絡調整あるいは研修、あるいはいろいろな事務処理、いろいろなことをやってきましたが、当然引き続き重要な役割を果たしてきておるんですが、ここは組織の合理化ということもしなければいけないということもありますし、それから昨今の情報通信技術ですとか、いろいろなそういったことで補足といいますか、対応できるようなこともございまして、ここは今回廃止をしていきたいと、廃止をせざるを得ないというふうに考えております。

ただ今、委員長ご指摘のとおり、関係者、受給者の方々等からの相談に乗っていくと、そういった業務は引き続き重要でございますので、今の農業者年金基金の方でも各地に飛び回って加入推進を担っていただくような、それぞれの集落ですとか、市町村段階のそういうリーダー的な方々も育成に今力を入れているところでございますので、そういった方々、それからもちろん引き続き受託機関等が中心になって、その辺の業務はしっかりと対応していきたいと思っております。

○松本分科会長 ありがとうございます。

そのほかどうぞ。

水資源機構の見直し素案の概要でございますが、特にもうご承知の地球温暖化に相反して、ますますこの限られた水資源の重要性というのは、いろいろなところで指摘されておる中で、この機構の持っている役割というのは、非常に今後の見通しとして重要だと私は思います。そういう中で、業務を縮小したり、あるいは国民への非常に重要な水資源のあり方というものに対する情報、あるいは実際の安定な供給も含めて、もう少し将来的な展望に積極的な要素が必要なような気がいたしますが、その点はどうなんでしょうか。

○農村振興局総務課設計技術指導官 今、委員長のおっしゃられましたように、これからますます水資源、限られた資源としまして重要になってまいりたいと思います。これから、随

時いろいろなデータを踏まえまして、将来展望の水需給の環境も把握していきたいと思っています。現時点では皆さんご存じのように、温暖化によりまして、渇水がかなり頻繁に生じているということがございまして、同じ水系の施設関係者等の調整、それから利水者の協力を得まして、いろいろな渇水対策をうまく動員していくために、調整体制をまずは強化しようということで今進めております。

○松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか。長村委員どうぞ。

○長村専門委員 ついでなので、戸倉ダム建設事業中止というのは何が起こったんですか。

○農村振興局総務課設計技術指導官 戸倉ダムの件でございしますが、このダムは群馬県で予定されたわけでございます。利水者としましては東京と埼玉県が予定されていたわけでございますけれども、現在水に対するニーズが減ってきたということがございまして、事業から撤退したいという話がございました。それを受けまして、国土交通省の方の事業評価委員会で審議いたしまして、戸倉ダムの建設事業を中止するということが決定されたわけでございます。

○長村専門委員 ちょっとわかりにくくて、事実はわかりますが、水はどんどん要るようになっていくというふうに考えていたんですけども、特に東京都とかを前提にしたときに、なぜ要らないということになってくるのかなと思って、ちょっと理解できなんですけども、どういうことなんですかね。

○水資源機構理事 水資源機構でございますけれども、私の方からお答えさせていただきます。

水資源機構がつくるダムというのは、治水と利水が一緒になったダムでございまして、治水の場合には国費の負担金、治水交付金というのと地方公共団体の負担金がございます。かつ利水部分については、関係各省の補助金と、それから利水ユーザー、したがって地方の水道事業なり、あるいは地方公共団体の負担金から成り立っております。したがって、利水関係がすべて撤退したものですから、事業として成立しなくなったと。したがって、今国交省の方で治水関係でそのところについては、また検討されているというふうに伺っておりますけれども、水資源機構がつくる戸倉ダムとしては廃止されたということでございます。

○松本分科会長 ございませんか。

ありがとうございます。いろいろ意見が出ましたけれども、本日の議論につきまして

は、文書課からさきにご説明がありましたように、8月30日に開催されます独立行政法人評価委員会において、また再度私の方から報告させていただくことにいたします。

なお、報告の内容に関しては、今回のご意見あるいはご指摘事項等を含めまして、私の方である程度事務局と相談いたしまして調整させていただきたいと、そういうふうを考えておりますので、私にお任せいただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

これでもって、本日の議事は終わりましたけれども、第1部、第2部、全体を通しまして、何かご意見、ご質問、改めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。もしありましたら、この際お願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○松本分科会長 ございませんでしたら、最後に事務局から連絡事項があるようでございますので、お願いいたします。

○消費・安全局政策課長 長時間にわたりまして、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

今後の分科会の予定でございますが、本日冒頭でご審議いただいたスケジュールのとおり、評価基準等の見直しなどにつきましてご審議をいただきたいと考えているわけでございます。しかしながら、独立行政法人の組織、業務の見直しなどを含めて、諸般の事情で変更になるという場合もございますが、今のところ秋口の10月を予定ということで進めており、事情に変更があれば、またご連絡をして開催日を調整させていただくということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、本日の資料でございますが、卓上にそのまま置いていただければ、私どもの方で後ほど郵送するような手配をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○松本分科会長 それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第25回の農業分科会を閉会といたします。

委員及び専門委員の方々には、長時間にわたりまして、大変熱心なご審議、まことにあ

ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

午後4時07分 閉会